

墨田区監査委員公告第 7 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定に基づき、令和7年度定期監査(第2回)及び随時監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和8年3月25日

墨田区監査委員 岩 佐 一 郎

同 大清水 善 信

同 小 暮 和 敏

同 おおこし 勝広

# 令和7年度定期監査（第2回）及び随時監査結果報告書

## 第1 定期監査（第2回）

### 1 根拠法令等

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに墨田区監査基準

### 2 監査対象

前回監査日以降に処理した事務事業で、主に令和7年度の執行に係るもの

### 3 監査実施部局

別表のとおり

### 4 監査実施期間

令和7年10月7日（火）から令和8年2月17日（火）まで

### 5 定期監査の観点及び方法

#### （1）監査方針

ア 事務事業は、法令等に基づき適正に執行されているか。

イ 事務事業は、能率的かつ経済的に処理されているか。

ウ 予算の執行及び管理は、適正に行われているか。

エ 金銭及び物品の出納保管は、適正に行われているか。

オ 財産の管理は、適正に行われているか。

カ 事務事業は、所期の目的に照らし効果的に運営されているか。

#### （2）監査項目

ア 予算執行に関する事務

イ 給与・サービスに関する事務

ウ 物品管理に関する事務

エ 扶助費に関する事務

オ 補助金に関する事務

カ その他

#### （3）監査の方法

各課から提出された資料等を基に、管理職に対する質疑を行うとともに、関係書類について実査を行った。

### 6 監査委員の関与

監査委員 大清水善信、監査委員 小暮和敏、監査委員 おおこし勝広は4

の期間のすべての監査に関与した。

なお、監査委員 岩佐一郎は、地方自治法第199条の2の規定により令和6年度に企画経営室長として関わった事項について関与していない。

## 7 監査結果

### (1) 指摘事項

ア 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。

(ア) 事案の決定手続が確認できないもの

- a 物件の調達、委託等に係る起案文書がないものがあった。(広報広聴担当、職員課、地域活動推進課、介護保険課、子ども施設課、都市計画課、住宅課、環境政策課、庶務課)
- b 起案文書に事案の決定権者の押印や承認がないまま、事務事業が行われているものがあった。(広報広聴担当、指導検査課)

(イ) 事案の決定手続に誤りがあるもの

- a 助成金等の金額の算定を誤って、支出しているものがあった。(生活福祉課、防災課、指導室)
- b 墨田区事案決定規程に定める区長が決定を行うものを、部長による専決としているものがあった。(密集市街地整備推進課)
- c 墨田区事案決定規程に定める区長が決定を行うものを、副区長による専決としているものがあった。(会計管理担当)
- d 墨田区事案決定規程に定める副区長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあった。(障害者福祉課)
- e 墨田区事案決定規程に定める副区長が専決を行うものを、部長による専決としているものがあった。(都市計画課、安全支援課)
- f 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあった。(職員課、税務課、経営支援課、産業振興課、障害者福祉課、高齢者福祉課、子育て政策課、住宅課、建築指導課、不燃・耐震促進課、防災課、都市整備課、立体化推進課、環境政策課、学務課、指導室、すみだ教育研究所、地域教育支援課)

### (2) 指導・注意事項

以下の事務については、指摘事項とするまでには至らなかったものの、監査現場で指導・注意を行い、事実確認及び処理結果の報告により訂正等を確認している。

ア 休暇に関するもの

(ア) 子の看護等のための休暇で、庶務システムの事由欄等に所定の項目の

入力がないものがあった。( 2 2 課)

イ 職務専念義務免除に関するもの

(ア) 健康管理支援職免で、参加が確認できる書面(写し)が所属で保管されていないものがあった。( 8 課)

ウ 旅行命令に関するもの

(ア) 出張の後に帰庁せず、年次有給休暇を取得しているにもかかわらず、復路の旅費が支給されているものがあった。( 4 課)

(イ) 片道運賃で算出する区間であるにもかかわらず、システム入力の誤りにより、往復の旅費が支給されているものがあった。( 1 5 課)

(ウ) 旅行経路の一部に通勤手当の支給区間等があるにもかかわらず、システム入力の誤りにより、通勤手当等との減額調整をせずに旅費が支給されているものがあった。( 1 2 課)

(エ) 複数路線を乗り継いだ区間であるにもかかわらず、システム入力の誤りにより、路線別に初乗りの運賃が算出され、旅費が支給されているものがあった。( 1 0 課)

エ 歳入・歳出における執行手続に関するもの

(ア) 金銭出納員の収納金で、即日(即日払い込むことができない場合には、金融機関の翌営業日)指定金融機関、収納代理金融機関に払い込まれていないものがあった。( 1 課)

(イ) 前渡金の精算で、その用件終了後 5 日以内に行われていないものがあった。( 1 課)

(ウ) 現金出納や郵券受払で帳簿を備えていないものがあった。( 6 課)

(エ) 現金出納簿や郵券受払簿で、日付や金額、枚数の記帳漏れや記帳誤りのあるものがあった。( 2 5 課)

オ 契約、契約履行に関するもの

(ア) 契約履行届で、宛先や履行年月日等の記載漏れや記載誤りのあるものがあった。( 3 3 課)

(イ) 検収調書で、宛先や日付等の記載漏れや記載誤りのあるものがあった。( 2 6 課)

(ウ) 完了届で、宛名や完了日の記載漏れのあるものがあった。( 6 課)

8 監査委員意見

地方自治法第 1 9 9 条第 1 0 項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

## (1) 事務の適正な執行について

前年度に指摘した特殊勤務手当の不適正な支給の事案がなかったことは改善点であり、評価できるが、今回も、多くの課で事案の決定手続が存在しない、あるいは決定権者による決定が適正になされないまま事務が執行されるという墨田区事案決定規程に違反する事例が発生した。また、このほかにも助成金交付額等の算定誤りなど、内部統制の観点から改善を要する事項が認められた。

事務事業の執行に当たって、事案の決定手続の不存在や誤りは、組織の意思決定に瑕疵があることを意味しており、当該事務事業の公務としての信頼性が損なわれる。また、助成金の交付事務等の誤りは、区政に対する信頼を失いかねない点で、深刻に受け止めるべき事項である。

特に事案決定手続の誤りについては、この間、区長部局等において事案決定規程の一部見直しや個別の組織に対する注意喚起等の取組がなされてきたが、結果として今回も同じ指摘を繰り返すこととなった。

改善の結果を出すためには、起案者となる職員の意識づけやスキル向上はもちろん、回議の過程にいる係長、文書取扱主任、課長等のそれぞれのチェック機能や指導力の向上が必要不可欠である。

また、一方では、区政運営のスピード感が求められる昨今の社会経済情勢を踏まえ、区長、副区長、部長及び課長のそれぞれの権限と責任の分担のあり方を踏まえた事案決定規程の根本的な見直しを検討することも必要であると考えられる。

本指摘事項については、全庁を挙げた組織横断的な原因分析に基づく的確な解決策の実行による改善に取り組まれない。

また、指導・注意事項については、今年度、庶務システム、財務会計システム及び文書管理システムが新たな内部情報システムへ移行したことに伴い、入力内容や操作手順の変更があったことが、その発生の一因となっていると考えられる。しかしながら、これらは研修の実施やマニュアル整備、チェック体制の構築により相当程度に予防できるものである。

今後は、事務処理マニュアルの早期整備・改訂と全庁的な職員への周知徹底のほか、休暇・旅費・財務会計等の事務処理に係るチェック体制の強化や職員への継続的な研修の実施などにより、誤りや不備の発生防止に取り組まれない。

監査実施部局	
企画経営室	行政経営担当
	政策担当
	財政担当
	秘書担当
	広報広聴担当
	I C T 推進担当
ファシリティマネジメント担当	財産管理課
	公共施設マネジメント推進課
総務部	総務課
	法務課
	職員課
	契約課
区民部	窓口課
	国保年金課
	税務課
地域力支援部	地域活動推進課
	文化芸術振興課
	スポーツ振興課
産業観光部	経営支援課
	産業振興課
	観光課
福祉部	地域福祉課
	生活福祉課
	障害者福祉課
	介護保険課
	高齢者福祉課
子ども・子育て支援部	子育て支援課
	子育て政策課
	子ども施設課
	指導検査課

監査実施部局	
都市計画部	都市計画課
	住宅課
	建築指導課
	不燃・耐震促進課
	密集市街地整備推進課
危機管理担当	防災課
	安全支援課
都市整備部	都市整備課
	土木管理課
	道路・橋りょう課
	公園課
立体化・まちづくり推進担当	立体化推進課
	拠点整備課
	まちづくり調整課
資源環境部	環境保全課
	環境政策課
会計管理室	会計管理担当
教育委員会事務局	庶務課
	学務課
	指導室
	すみだ教育研究所
	地域教育支援課
監査委員事務局	
選挙管理委員会事務局	
区議会事務局	

## 第2 随時監査（その1）

### 1 根拠法令等

地方自治法第199条第5項及び墨田区監査基準

### 2 工事監査

工事件名

二葉小学校増築その他工事

工事概要

本工事は、地域の児童数の増加及び35人学級化による今後の学級数の増加への対応として、「墨田区学校施設長寿命化計画」（令和3年3月策定）に基づき、早期に対応が必要となる施設として既存校舎の改修とそれに伴う屋内運動場棟の増築を行うものである。

工 事 件 名	二葉小学校増築その他工事
工 事 場 所	墨田区石原二丁目1番5号
工 期	令和6年9月12日から令和8年7月31日まで
工 事 内 容	<p>1 屋内運動場棟の増築            構造・階数：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建            延べ床面積：約2,209㎡            主たる諸室：給食室、音楽室、事務室、体育室等            付属棟：鉄筋コンクリート造ほか平屋建の体育倉庫及び駐輪場</p> <p>2 既存校舎の改修            諸室用途の変更や拡張に伴う内装改修工事 一式            耐震補強壁増設3か所、耐震スリット増設8か所            校舎南面ほか外壁一部改修 一式            既存鋼製プール水槽取替 約250㎡            防火区画など避難・防災機能改修 一式</p> <p>3 【参考】既存校舎の構造・規模            構造・階数：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建            延べ床面積：約4,963㎡</p>
契 約 金 額	19億3,747万4,000円（変更後）
工 事 委 任 課	教育委員会事務局庶務課
工 事 受 任 課	企画経営室ファシリティマネジメント担当公共施設マネジメント推進課

（令和8年1月19日現在）

### 3 監査実施期間

令和7年12月3日(水)から令和8年1月19日(月)まで

### 4 監査方針

工事の合規性、正確性、経済性、効率性、有効性及び安全性について、財務及び技術の両面から監査を実施した。

### 5 事前調査

#### 工事技術調査

本工事については、大規模な建築工事であることから、より専門的で技術的な工事監査を目指すため、「一般社団法人東京技術士会」に工事技術調査を委託し、設計(設計・積算・仕様書)、施工管理(監督・現場管理)及び施工が適正に行われているか等について、調査結果の報告を求めることとした。

#### 調査結果

当該団体から派遣された技術士が令和7年12月3日(水)に実地調査を行った結果、同月17日(水)に工事技術調査結果報告書が提出され、特に指摘事項はなかった。

### 6 監査結果

工事所管課から提出された資料及び工事技術調査結果報告書を基に、令和8年1月19日(月)に実地監査を行った結果、工事は適正に行われており、特に指摘する事項はない。

### 7 監査委員意見

監査結果を行政施策に反映させるため、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

本工事は、「墨田区学校施設長寿命化計画」に基づき地域の児童数の増加等に早期に対応するための増築・改修工事であり、計画、設計、積算、工事監理、施工等の各段階において適切に実施されていることが確認された。

特に、クラウドシステムを活用した関係者間の情報共有やWEBカメラの設置による現場作業状況の遠隔確認など、DX化の取組による生産性の向上は評価できる。また、屋内運動場棟では、Low-Eガラスの導入や断熱材の吹付けなどによるエネルギー消費量の削減が図られたことは高く評価するものである。一方で、既存校舎の省エネ化が十分ではないことから、「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」を実現するためにも、段階的な省エネ改修や運用改善の推進が望まれる。

本工事終了後は、新たに改定された「墨田区学校施設長寿命化計画」に基づき維持管理を行うものと思料するが、学校施設の特性を踏まえ、「予防保全」を効率的かつ効果的に実施し、経済性の観点から長期的なトータルコストの縮減等を図りつつ、維持管理が計画的に実行されることを期待する。

### 第3 随時監査（その2）

#### 1 根拠法令等

地方自治法第199条第5項及び墨田区監査基準

#### 2 工事監査

工事件名

大横川親水公園清平橋南側インクルーシブ遊具整備工事

工事概要

本工事は、インクルーシブ遊具を設置して誰もが居心地よく安全で快適に過ごせる環境を整備し、新たな公園の魅力とするため、「墨田区公園マスタープラン」（令和6年4月改定）に基づき、インクルーシブ遊具を設置した遊具広場を整備するものである。

工 事 件 名	大横川親水公園清平橋南側インクルーシブ遊具整備工事
工 事 場 所	墨田区亀沢四丁目地先外
工 期	令和7年6月24日から令和8年3月24日まで
工 事 内 容	施工面積：998㎡ 公園施設撤去工：1式 敷地造成工：1式 排水設備工：1式 電気設備工：1式 園路広場整備工：1式 遊戯施設整備工：1式 サービス施設整備工：1式 管理施設整備工：1式 仮設工：1式
契 約 金 額	1億857万円
工 事 所 管 課	都市整備部公園課

（令和8年2月12日現在）

#### 3 監査実施期間

令和8年1月9日（金）から同年2月12日（木）まで

#### 4 監査方針

工事の合規性、正確性、経済性、効率性、有効性及び安全性について、財務及び技術の両面から監査を実施した。

## 5 事前調査

### 工事技術調査

本工事については、大規模な造園工事であることから、より専門的で技術的な工事監査を目指すため、「一般社団法人東京技術士会」に工事技術調査を委託し、設計（設計・積算・仕様書）、施工管理（監督・現場管理）及び施工が適正に行われているか等について、調査結果の報告を求めることとした。

### 調査結果

当該団体から派遣された技術士が令和8年1月9日（金）に現地調査を行った結果、同月23日（金）に工事技術調査結果報告書が提出され、特に指摘事項はなかった。

## 6 監査結果

工事所管課から提出された資料及び工事技術調査結果報告書を基に、令和8年2月12日（木）に現地監査を行った結果、工事は適正に行われており、特に指摘する事項はない。

## 7 監査委員意見

監査結果を行政施策に反映させるため、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

本工事は、「墨田区公園マスタープラン」に基づくインクルーシブ遊具整備工事であり、計画、設計、積算、工事監理、施工等の各段階において適切に実施されていることが確認された。

本工事のようなインクルーシブ遊具を設置した遊具広場の整備は、墨田区で初めてであり、ユニバーサルデザインの視点から高く評価できる。国土交通省も「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】」（令和4年3月策定）で、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の公園利用者が安全・安心で快適に利用できるようバリアフリー化の推進を掲げている。今後も共生社会の実現に向け、インクルーシブ遊具の設置を進めていくべきである。

一方、安全管理等では、新規入場者教育の記録や監理技術者の巡回記録について改善の余地があった。新規入場者教育は労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）等で求められているものであるため、実施記録を作成する必要がある。また、監理技術者の巡回記録についても、監理技術者の職務上巡回が不可欠であり、工事を適正に実施する観点から作成することが望ましい。

本工事完了後は、インクルーシブ遊具の専門業者による点検や墨田区職員によるパトロールの実施など、定期的な維持管理や予防保全を行い、経済性の観点から長期的なトータルコストの縮減等を図りつつ、障害の有無やその他の事情にかかわらず、誰もが居心地よく安全で快適に過ごせる環境の公園として長く親しまれることを期待する。